

日バス協労安第297号

令和6年9月19日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

「一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

平素より、当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省物流・自動車局長から、別添のとおり周知依頼がありました。
つきましては、本通達の趣旨をご理解いただき、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

担当：労務・安全部（泉・池田）

電話：03-3216-4015